

エレベーター安全装置設置済みマーク 掲示のお願い

エレベーターの戸が開いた状態でかごが動いた場合に起こる事故や、地震時に起こる閉じ込め事故を防止するため、建築基準法施行令が改正され、平成21年9月28日以降に着工するエレベーターについては、「戸開走行保護装置」「地震時管制運転装置」を設置することが義務づけられました。設置されたエレベーターには安全マーク表示制度に基づき、掲示のご協力をお願いします。



埼玉県のマスコット コバトン

安全マーク表示制度とは

エレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれ設置済みであることを示す安全マークを表示する任意の制度です。

安全マークと安全装置について



戸開走行保護装置とは

駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合などに、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



地震時管制運転装置とは

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

戸開走行保護装置設置済みマーク

地震時管制運転装置設置済みマーク

安全マークを表示するには

エレベーターの所有者・管理者の方が、エレベーターメーカー又は保守点検業者に、マーク表示の依頼(承諾書の発行)をすることで安全マークを表示することができます。
詳しくはエレベーターメーカー又は保守点検業者にお問い合わせください。

埼玉県都市整備部建築安全課 建築指導担当：
048-830-5511

マークがあるとわかりやすいね



彩の国  埼玉県